

④ 交通事故被害者等への対応

交通事故被害者等の現状

令和5年中の全国の交通事故発生件数(人身事故に限る。)は、30万7,930件で、交通事故による死傷者数は、36万8,273人でした。

交通事故被害者等は、多大な身体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われていることから、このような交通事故被害者等を支援するため、各種の施策を推進しています。

交通事故被害者等からの相談への対応

都道府県警察においては、交通事故被害者等に対して、「被害者の手引」、現場配布用リーフレット等を活用して、

刑事手続の流れ

交通事故事件によって生じた損害の賠償を求める手続

ひき逃げ事件や相手方が自賠責保険に加入していなかった場合に国が補償のてん補を行う制度(政府保障事業)

犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口

等について説明を実施しています。

交通事故事件捜査における二次的被害の防止

交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応

捜査過程における交通事故被害者等に対する二次的被害を防止するため、事情聴取や被害者連絡等の実施に当たっては、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応に努めています。

また、各都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された被害者連絡調整官等が、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応が行われるよう、各警察署において実施される被害者連絡について指導を行うとともに、交通事故事件捜査員に対して適切な被害者連絡に関する教育等を実施しています。

事故原因の徹底究明に向けた適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

交通事故被害者等の心情に配慮しつつ、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を一層推進するため、各都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、重大・悪質な交通事故事件、事故原因の究明が困難な交通事故事件等について、組織的かつ重点的な捜査を行うとともに、綿密な実況見分や鑑識活動を行うなど、交通事故事件捜査の強化に努めています。

交通事故被害者等の「真実を知りたい」という強い要望に応えるためにも交通事故鑑識官養成研修をはじめとする各種捜査研修を実施し、交通事故事件捜査員の能力向上を図るとともに、3Dレーザースキャナ、防犯カメラ、ドライブレコーダ等客観的な証拠資料の収集に資する各種機器の整備、捜査への活用を進めるなど、科学的な捜査を推進して、事故原因の徹底究明を図っています。

ナスバ（独）自動車事故対策機構

ナスバでは、全国50か所に支所を配置し、自動車事故被害者等への経済的・精神的支援として、自動車事故により重度後遺障害をお持ちの方への介護料支給や、交通遺児等への育成資金の無利子貸付、友の会の運営・家庭相談、相談窓口の設置による相談対応・情報提供などを行っています。

また、自動車事故により重度の意識障害を負った方の専門病院(療護施設)を全国12か所に設置・運営しています。

交通事故被害者等から事情聴取を行う場合の配慮

交通事故被害者等から事故の事情聴取を行う場合には、その言い分を十分に聴取するとともに、遺族調書等を作成する場合においても、その意向に十分配慮して、適切な時期に作成するなど、その心情に配慮した交通事故事件捜査に努めています。

交通事故被害者等への 情報提供

「被害者連絡制度」により、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の犯罪被害者等を対象として、事件を担当する捜査員が、捜査状況、検挙状況、処分状況等について連絡を行っています。

また、交通事故被害者等の方から事故の概要等について説明を求められた場合には、「被害者連絡制度」対象事件以外の交通事故事件であっても、捜査への支障等を勘案しつつ、交通事故被害者等の要望に応じ、適切に捜査状況等の情報を提供するように努めています。

さらに、交通事故被害者等から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日等について問合せがあった場合や、交通死亡事故のご遺族、重度後遺障害を受けた方及びその直近のご家族から加害者の行政処分結果について問合せを受けた場合には、適切な情報提供を行っています。

都道府県交通安全活動 推進センター

都道府県交通安全活動推進センターでは、交通事故被害者等からの交通事故相談に応じています。

交通事故被害者等は、交通事故事件により、身体的、経済的被害のほか、精神的被害を受けることが多いことから、交通事故被害者等に対する支援として、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関することだけでなく、カウンセリング等の精神的被害の回復に関することを内容とする交通事故相談を実施する必要があります。そこで、都道府県交通安全活動推進センターでは、職員のほか、弁護士等を相談員として配置し、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関する相談に応じるだけでなく、交通事故事件による精神的被害の回復に関しても、交通事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言をしています。

交通事故被害者等の心情に 配慮した対策の推進

交通事故被害者等の手記を取りまとめた資料等については、交通安全講習会等で配布し、交通事故の悲惨さの紹介に努め、交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努めています。

また、交通事故被害者等の支援の充実を図ることを目的として「交通事故被害者サポート事業」を行い、令和5年11月には「交通事故で家族を亡くしたこどもの支援に関するシンポジウム」を兵庫県でライブ配信とともに開催し、交通事故でごきょうだいを亡くしたこどもに焦点を当て、専門家による対応事例の紹介や講演、交通事故でごきょうだいを亡くしたご遺族による体験談の発表等を実施しました。



交通事故被害者の手記



シンポジウムのチラシ